

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第5号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～6 略 <u>7 一般財団法人かがわ県産品振興機構</u> <u>8～10</u> 略 <u>11 公益財団法人香川県農地機構</u> <u>12～19</u> 略	別表第1（第2条関係） 1～6 略 <u>7～9</u> 略 <u>10～17</u> 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。